

指令第198号

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2  
有限公司 タナベ  
氏 名 代表取締役 田邊 宏

令和4年8月25日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物（ボサ・伐根・遺品整理等）
営業所の所在地及び名称	帶広市西23条北4丁目1番地2 有限公司 タナベ	
許可期間	令和4年9月26日から 令和6年9月25日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	清水町全域	
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	<ul style="list-style-type: none"><li>・帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター</li><li>・帯広市空港南町南11線西32番1 外4筆 山口重機有限公司 南町処理場</li><li>・①河西郡音更町字上然別西4線100番地1 ②河西郡音更町大通15丁目2 アスリー株式会社 中間処理場</li></ul>
	その他	関係法令及び条例、規則、指示を遵守すること

令和4年9月13日

清水町長 阿部一男

